

別添③

「配置販売業における適正販売に係る対応マニュアル」より抜粋

④ 濫用等のおそれのある医薬品の配置販売

- ・あらかじめ、どの医薬品が濫用等のおそれのある医薬品かを確認しておく。
- ・濫用等のおそれのある医薬品の配置にあたっては、専門家が次の事項を確認する。
 - ①使用者が若年者(高校生、中学生等)の場合は、氏名及び年齢
 - ②同一医薬品や他の同様に濫用のおそれがある医薬品の購入状況
 - ③適正な使用のために必要とされる数量を超える場合は、その理由
- ・各家庭の使用状況や使用者の健康状況のほか、各家庭の要望や回商頻度、薬局・薬店などで購入した他の医薬品の利用状況等を確認し、適正に使用されるのに必要な数量であるかを確認する。(専門家が各家庭の実情を確認し、必要と判断した数量に限り、過量にならないよう留意すること。)

【濫用等のおそれのある医薬品の配置(規則第149条の7)】

配置販売業者は、濫用等のおそれのある医薬品を配置するときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 当該区域において医薬品の配置販売に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。
 - イ 若年者である場合にあっては、当該者の氏名及び年齢
 - ロ 購入、譲り受けようとする者及び使用しようとする者の他の薬局、店舗、配置からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
 - ハ 適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品の配置を求める場合は、その理由
- 二 その他当該医薬品の適正な使用を目的とする配置販売による購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項
- 二 薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、配置させること。

【濫用等のおそれのある医薬品（令和5年厚生労働省告示第5号）】

次の各号に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。

- 一 エフェドリン
- 二 コデイン
- 三 ジヒドロコデイン
- 四 ブロムワレリル尿素
- 五 プソイドエフェリン
- 六 メチルエフェドリン